

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	野生生物の保護管理	担当部局	自然環境局
		評価者	野生生物課長 名執 芳博

### 施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ( 201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	6 節	野生生物の保護管理
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	種の保存法( )に基づいた希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、鳥獣保護法( )に基づいた野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、カルタヘナ法( )に基づいた遺伝子組換え生物対策の推進、外来生物法( )に基づいた侵略的な外来生物対策の推進等により生物多様性等への影響を防止する。 ( :正式名称については事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1,647,643	2,105,766	1,951,355	
	一般会計	1,647,643	2,105,766	1,951,355	
	特別会計	0	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

<p>保護増殖事業計画の策定、国指定鳥獣保護区の指定、国内のラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号)湿地数の倍増などの各種施策を推進するとともに、外来生物法を施行し、特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げたが、各法に基づくより一層の施策の推進が必要である。</p> <p>鳥獣保護法改正案を国会へ提出(平成 18 年 3 月 7 日第 164 回国会)し、鳥獣の生息状況の変化等に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しについて大きな進捗が見られた。</p>
--

### 残された課題・新たな課題

<p>希少野生動植物対策を進めるための科学的な基盤であるレッドリストについて、定期的な更新及びそのための情報収集を行う。</p> <p>種の保存法に基づく、希少種の譲渡規制の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等の更なる推進。</p> <p>深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化するとともに、鳥獣害に強い地域づくりの推進。</p> <p>改正鳥獣法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施。</p> <p>国指定鳥獣保護区の指定を進めるとともに、国際的に重要なラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の推進。</p> <p>渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等による国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成。</p> <p>遺伝子組換え生物及び外来生物への対応については、各法の適切な運用と、各種施策の充実を図る。</p>
--

### 今後の取組

<p>第二次レッドリストを完成させるとともに、トキの野生馴化施設の建設を完了させ、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、保護増殖事業の着実な推進を図る。</p> <p>その他、法の適正な運用により、希少野生動植物種の保護対策を進める。</p> <p>鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向けた鳥獣保護法の改正を行い、より科学的・計画的な保護管理を推進する。</p> <p>鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。</p> <p>国指定鳥獣保護区の計画的な指定や、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施するとともに、環境中における遺伝子組換え生物等の生育状況の把握に努める。</p> <p>特定外来生物等の指定、防除事業の実施等を進めるとともに、非意図的導入生物対策の検討等に着手し、生物多様性への影響防止及び影響緩和対策の総合的・体系的な推進を図る。</p> <p>野生鳥獣の広域的管理に関する事務の体制強化について定員を要求する。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映し、必要性の高い種についてモニタリングを行うとともに、希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護・増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。					
指標の名称	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考)保護増殖事業計画数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	種数/種数	245/約 1350	245/約 1350	245/約 1350		
		139/約 30000	139/約 30000	139/約 30000		
		1665/約 7000	1665/約 7000	1665/約 7000		
		21	34	37		
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	<p>平成 18 年度中完了を目的にレッドリストの見直し作業を進めた。また、希少種に関する調査研究を行った。</p> <p>ワシントン条約に基づく象牙の国際取引の適正化を図るため、国内の象牙流通の管理体制の強化に取り組んだ。また、その他の希少野生動植物種の国内流通規制に係る業者指導等、法の適正な運用を図った。</p> <p>新たにオオワシ、オジロワシ及びヤシャゲンゴロウに関する保護増殖事業計画を策定した。他の種の保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。</p>					

下位目標 2	鳥獣の保護を図るための事業の実施や、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するとともに、猟具の使用に係る危険を予防する。					
指標の名称	(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H18 年度
指標	箇所	59	60	66		80
目標を設定した根拠等	基準年	H16 年度		基準年の値	60	
	根拠等	全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの				
達成状況	<p>鳥獣保護法に基づき、特定鳥獣保護管理計画の推進、国指定鳥獣保護区の新規指定等を行った。</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」中央環境審議会答申(平成 18 年 2 月)を踏まえ、鳥獣保護法の改正案を作成し、第 164 回国会へ提出(平成 18 年 3 月 7 日、同年 6 月 14 日成立)した。</p> <p>野鳥の鳥インフルエンザウイルス保有状況に関するモニタリング調査等を実施した。</p> <p>国指定鳥獣保護区等のうち国際的に重要な湿地について、新たに国内の 20 か所の湿地がラムサール条約湿地として登録された。</p> <p>アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の後継となる国際的な枠組みとして、豪州と共同で、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの検討を進めた。</p>					

下位目標 3	遺伝子組換え生物の国内使用規制等を実施するとともに、特定外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等を実施する。
達成状況	<p>遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響の防止については、カルタヘナ法を着実に運用し、遺伝子組換え生物等の使用に係る第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）の審査等を行い、遺伝子組換え生物等の環境中での使用に際して生物多様性への影響の防止を図った。また、遺伝子組換えナタネの一般環境中における生育状況調査を行った。</p> <p>平成 17 年 6 月より外来生物法を施行した。第二次指定種として新たに 43 種類の特定外来生物を指定した。特定外来生物の防除については、第一次指定種のうち残る 17 種類と第二次指定種のすべてについて公示を行い、防除事業の推進を図るための措置を講じた。</p>

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。

特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による農林業等の被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。

〔有効性〕

レッドリストの見直し作業の進展と調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進捗が見られた。

希少野生動植物の流通規制の適正化、保護増殖事業計画の新規策定、保護増殖事業の推進等により、希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。

鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の新規策定、国指定鳥獣保護区の新規指定、ラムサール条約湿地の新規登録等により、野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。また、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しに進捗が見られた。

カルタヘナ法の施行により、遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等の生物多様性への影響の防止が図られた。

外来生物法の施行を開始し、予防的観点から侵入の防止、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）等、総合的かつ体系的な外来生物対策に向けて進捗が見られた。

〔効率性〕

野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進が外来生物等の対策の効率性を高める。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理し今回新たに下位目標 1 とするとともに、目標・下位目標の表現についても見直しを図った。

下位目標 1 に、より定量的な評価とするため今回新たに参考的な指標として、「脊椎動物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合」、「昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合」、「維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合」、「保護増殖事業計画数」を設定した。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成 4 年法律第 75 号）				
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）（平成 14 年法律第 88 号）				
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）（平成 15 年法律第 97 号）				
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年法律第 78 号）				
ラムサール条約（昭和 55 年条約第 28 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	トキ生息環境保護推進協力費	14,634	18,438	
	野生生物との共生推進費	45,146	40,990	
	特定野生生物保護対策費	-	145,304	
	希少野生動植物種保存対策費	-	14,021	
	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	-	13,714	
	鳥獣保護基盤整備費	44,392	43,911	
	希少種保護推進費	450,385	233,963	
	野生生物保護管理施設等整備費	697,446	648,761	
	野生生物保護センター等維持費	58,164	110,580	
	地球温暖化対策関連施設整備	-	59,662	
2	国際湿地保全連合分担金	5,488	5,488	
	野生鳥獣情報整備事業費	63,391	58,634	
	共生のための自然環境維持形成技術実証事業	21,208	24,731	×
	国立公園における大型獣との共生推進費	-	-	新
	国指定鳥獣保護区対策費	61,191	13,982	
	特定鳥獣対策費（H19 名称変更：鳥獣保護管理対策費）	69,649	51,299	
	野生鳥獣感染症対策事業費	64,207	67,199	
	国指定鳥獣保護区管理強化費	-	29,730	
	国指定鳥獣保護区の保護管理マスタープラン策定事業費 （H19 名称変更：国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業）	-	5,500	
	鳥獣保護基盤整備費（再掲：下位目標 1）	-	-	
	希少種保護推進費（再掲：下位目標 1）	-	-	
	野生生物保護管理施設等整備費（再掲：下位目標 1）	-	-	
	野生生物保護センター等維持費（再掲：下位目標 1）	-	-	
地球温暖化対策関連施設整備（再掲：下位目標 1）	-	-		
3	カルタヘナ議定書事務局拠出金	6,731	5,979	
	遺伝子組換え生物対策事業	49,672	58,129	
	外来生物対策費	234,888	58,947	
	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	64,763	98,717	
	外来生物対策管理事業地方事務費	-	32,783	
	特定外来生物防除等推進事業	-	350,000	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
2 -	予定の終期通り。	2- で蓄積したデータを活かし、平成 19 年度からは 2- 「国立公園における大型獣との共生推進費」に組み替えて、大台ヶ原、尾瀬及び知床においてニホンジカの保護管理をさらに進めていくとともに、公園利用者との間に軋轢を生じさせ、公園利用の安全性確保に支障を及ぼす可能性のあるクマについて、公園利用の安全性向上のための総合的な対策実施の枠組み作り等を実施する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (4) 野生生物の保護管理	下位目標 1
指標名	(参考) 脊椎動物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (参考) 保護増殖事業計画数	
指標の解説	レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合 レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合 レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合 種の保存法第 45 条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数	
評価に用いた 資料等	第 1 次レッドリスト	



指標に影響を 及ぼす外部要因	~ 野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 7 - (4) 野生生物の保護管理	下位目標 2
指標名	(参考) 国指定鳥獣保護区指定箇所数	
指標の解説	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国の指定する鳥獣保護区の面積及び箇所数	
評価に用いた 資料等	国指定鳥獣保護区指定状況(平成 18 年 3 月 31 日現在)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。
-------------------	------------------------------